

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 明知会定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
3. 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者であって職員兼務役員でない者をいう。
4. 職員兼務役員とは、役員のうち当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
5. 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
6. 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員の報酬は、理事、監事及び評議員それぞれについて、法人業績および世間水準、従業員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

2. 常勤役員の報酬額及び職員兼務役員の役員としての報酬額（以下、役員報酬額とする）は、別表1の通りとする。
3. 非常勤役員の報酬額は、理事月額10,000円、監事月額5,000～20,000円、評議員月額3,000円とする。ただし、理事会において承認を得た場合は所有する資格に応じ定められた範囲内で報酬額を決定することができる。

(報酬の形態と体系)

第4条 役員報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては支給しない。

2. 常勤役員の報酬は、第3条第2項で定めた額を支給する。
3. 職員兼務役員の報酬は、職員給与規程に基づく額と第3条第2項で定めた額を支給する。但し、支給総額は別表2の範囲内とする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員が法人業務を行うために出勤したときは、旅費規程に基づいて交通費

の実費相当額を支給することができる。

2. 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

(支払日)

第6条 常勤役員及び職員兼務役員に対する役員報酬額並びに賞与は職員給与規程に準じて支払うものとする。

2. 新たに選任された役員に対する役員報酬額は、選任された評議員会の翌月分より支給する。なお、役員が月の途中で退任する場合においても、日割計算とせず、1ヶ月分を支給する。
3. 非常勤役員及び評議員の報酬は、毎会計年度末に支給する。

(控除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。

第3章 役員賞与

(役員賞与の支給基準)

第8条 常勤役員に対する賞与は、第3条第2項で定めた額の5ヶ月分を支給することができる。

2. 職員兼務役員に対する賞与は、職員給与規程に基づく額を支給することができる。但し、支給総額は別表2の範囲内とする。

第4章 役員退職慰労金

(役員退職慰労金の支給基準)

第9条 常勤役員に対する役員退職慰労金は、別表3に基づき、当該範囲内で理事会の承認を得て、決めるものとする。

2. 非常勤役員に対する役員退職慰労金は、別表4に基づき、当該範囲内で理事会の承認を得て、決めるものとする。
3. 役員退職慰労金は、退任時の役職において計算された額を上限とする。
4. 算定期間の開始時期は、この規程が制定された以降の就任日となるが、常勤役員はこれに限らず、その役職に就いた日に遡及することができる。

(役員退職慰労金の支払)

第10条 役員退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公表)

第13条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、評議員会の決議による。

(附則)

本規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表1 (役員報酬額の月額上限)

役職名	役員報酬額の月額
理事長	1,000,000 円/月
常務理事	300,000 円/月
理事	100,000 円/月

別表2 (職員兼務役員の職員給与を含む報酬総額の上限)

役職名	職員給与を含む報酬総額の上限
常務理事	13,000,000 円
理事	11,000,000 円

別表3 (常勤役員の退職慰労金)

役職名	退職慰労金の上限
理事長	理事長としての在任年数×2,000,000 円 (ただし、20,000,000 円を上限とする。)
常務理事	常務理事としての在任年数×500,000 円 (ただし、5,000,000 円を上限とする。)
理事	理事としての在任年数×100,000 円 (ただし、1,000,000 円を上限とする。)

別表 4 (非常勤役員の退職慰労金)

役職名	退職慰労金の上限
理事	非常勤理事としての在任年数×10,000 円 (ただし、100,000 円を上限とする)
監事	監事としての在任年数×5,000 円 (ただし、50,000 円を上限とする)
評議員	評議員としての在任年数×3,000 円 (ただし、30,000 円を上限とする)